

関係機関との連携について（4月～6月の取り組み）

○関係機関の周知

- ・幼稚園園長会議 ・保育所園長会議 ・校長会議 ・教頭会議
- ・教育相談 CD 担当者会議 ・特別支援学級担当者会議

それぞれの会議で、次のことを周知した。

- (仮称)こども発達支援センターが 12 月に開設されること。
 - 4 月より相談事業が逗子市直営、通園事業をくろーばー（県央福祉会）に業務委託したこと。
 - 相談対象年齢を 0 歳から 18 歳までに拡大したこと。
- また、市内の全小中学校には、療育推進担当が出向き、(仮称)こども発達支援センターの役割、教育研究所、通級指導教室との役割分担の確認、学校との連携方法などについて、説明及び意見交換を行った。

○教育部との連携

月 2 回の定期的な連携調整会議を行っている。

- 全体的な連携の仕組みなど検討する会議
 - ア それぞれの組織と役割の明確化
 - イ 受付から相談に至る流れと連携の手続き
 - ウ 連携の際の窓口と情報共有の方法
- 実務レベルの連携会議

療育的なケアが必要と思われるケースや、直接療育相談に相談が入ったケースについて、どう連携して対応するかを具体的に話し合い、支援の方針を確認する。

○教育関係の担当者会議に参加

必要な場面において、情報共有や情報提供を行っている。

- ・教育相談 CD 担当者会議 ・特別支援学級担当者会議 ・幼保小連携会議
- ・就学支援委員会

○学齢児童のケース会議に出席

障がい福祉課として、知的障がいのケースワーカーと一緒に会議に出席し、療育的な支援の可能性について探る。

○幼稚園、保育所等巡回相談事業の実施

幼稚園連絡会議及び、保育園長会議で、巡回相談事業を周知し、希望により巡回相談事業を実施している。(詳細は別紙、巡回相談事業実施要領)

○子育て支援課との連携

要保護児童における、障がいのある児童の情報共有を行う。

○相談支援事業所との連携

児童発達支援サービス利用にともない、障害児支援利用計画案の作成のため、相談支援事業所と連携している。